

## 安全運転推進企業 策定指針

下記の指針に基づいた事業所であるとして認定を行う。(令和6年8月1日)

### 目次

- 1 安全運転の方針と管理体制
- 2 教育の実施
- 3 車両の管理とメンテナンス
- 4 運転記録と事故防止の対策
- 5 労働環境と健康管理
- 6 法令遵守とリスクマネジメント
- 7 コミュニケーションと評価
- 8 その他

### 1. 安全運転の方針と管理体制

**安全運転方針の策定:** 企業は安全運転に関するポリシーを作成し、全社員に周知する。また、方針は年1回以上見直し、必要に応じて更新に努める。

**安全運転管理責任者の配置:** 専任の安全運転管理者を設置し、定期的に安全運転に関する会議を実施。会議では事故防止策や現状の課題について議論し、改善策を策定する。

**安全運転推進チームの設置:** 部署からメンバーを選出し、横断的な安全運転推進チームを結成。チームは定期的に進捗報告と課題の共有の実施に努める。

### 2. 教育の実施

**初回教育:** 新規採用時、運転業務を行う従業員に対し、交通法規、安全運転の基本、事故のリスクと防止策についての研修を対面・オンラインなどの方法で実施。研修条件を満たした者を業務に従事させる。

**定期教育:** 定期的に全従業員を対象にした安全運転の再教育の実施に努める。内容には最新の交通法規や現場での事故事例の共有、対策を踏まえる。

**専門講師の招致:** 外部の専門家や警察関係者を招いて、実際の事故内容についてや、具体的な事故防止の方法についての講義を行う。

**安全運転推進協会の教育コンテンツ:**安全運転能力検定・KM 式安全運転助言検査などを活用し、初回教育や定期教育を行う。

### 3. 車両の管理とメンテナンス

**定期点検の実施**：使用車両を定期点検を行い、点検記録を保存する。問題が発見された場合は直ちに修理または交換を行う。

**燃費管理**：車両ごとに燃費を計測し、異常時は点検。燃費改善のためにエコドライブの研修の実施に努める。

**車両装備のアップデート**：定期的に車両の安全装備（例：バックカメラ、ドライブレコーダー、衝突防止システム）の更新を検討する。

### 4. 運転記録と事故防止の対策

**運転日報の提出**：従業員に運転日報の提出、もしくはテレマティクスでの管理など日々の運行管理に努め、運転時間、走行距離、燃費、違反や事故の有無を記録する。

**事故後の再教育**：事故が発生した際には、事故の原因分析とともに再教育を対面、もしくはオンラインで実施し、再発防止策を行う。

### 5. 労働環境と健康管理

**勤務時間の管理**：ドライバーの労働時間は、法定時間内に収めるよう努め、特に長距離運転の場合には適切な休憩時間を設ける。

**健康診断の実施**：全従業員に対して年に一度の健康診断を義務化し、運転業務に影響がある健康問題が発覚した場合には、業務内容の見直しや休養を指導する。

### 6. 法令遵守とリスクマネジメント

**コンプライアンス**：交通法規の遵守に関する教育を定期的の実施し、違反行為を防止する。

**リスクマネジメント体制**：事故やトラブル発生時の連絡網を整備し、迅速な対応ができるようにする。

**車両保険の整備**：全車両に対して包括的な保険を適用し事故発生時の損害補償を充実させる。

### 7. コミュニケーションと評価

**評価システムの導入**：安全運転に貢献した従業員を表彰する制度の導入の実施に努める。社員のモチベーション向上を図る。表彰基準は、無事故無違反の期間やテレマティクスでの評価、日々の運転態度を基にする。

### 8. その他

基本的には上記 1-7 迄の内容を元に認定基準を設定するが、特に優れた安全運転推進活動が認められる企業については、基準を満たさない場合でも、安全運転推進企業として認定を行う場合がある。